

第1回協働ルール検討会議を受けての対応

01.02.01 市民活動課

1. 審議会等の公開に関する統一基準について、要綱ではなく条例で定めるべき
 - ・ 直接の担当部署である行政改革推進課へ伝えました。同課の考えとしては、まずは要綱)で運用し、次のステップとして条例化について検討する、とのことでした。

2. 第2回の学識経験者によるレクチャーの後に、各委員にポストイットで意見を書いてもらい、それをグルーピングして方向性を確認してみたい。
 - ・ ポストイットと模造紙を用意します。
 - ・ 意見のグルーピングをサポートするため、数名の職員(ワーキングメンバー)に参加を依頼します。

3. 過去の経過についても、スケジュール案のような形でまとめてほしい。
 - ・ 過去の経過についてまとめ、第2回会議の資料として用意します。

4. 会議の議論の内容をオープンにし、ネットワークを活用しながら、様々な手段による情報提供と多くの人の参加による意見収集を行ってほしい。
 - ・ 第2回会議の前に、どこでもコミュニティに協働ルールに関する電子会議室を設けます。
 - ・ ホームページの内容を充実します。
 - ・ ミニフォーラムや講演会などの情報提供や意見交換の場を設けます。
 - ・ その他積極的な情報提供や意見収集に努めます。

5. 協働ルール検討会議と職員ワーキングとの共同開催なども考えてほしい。
 - ・ 上記2のような形で複数職員の参加を進めます。
 - ・ 13年度には、共同開催も予定します。